

慶弔・見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、西沢田自治会正会員に対する慶弔・見舞の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔・見舞金等の種類)

第2条 慶弔・見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金及び生花（死亡したとき）
- (2) 見舞金（自治会事業で傷病を負ったとき）
- (3) 祝金（同居世帯に子どもが生まれたとき）

(慶弔・見舞金等の支給対象及び額等)

第3条 慶弔・見舞金等の支給対象及び額等は、次のとおりとする。

種類	支給対象・基準	額等
弔慰金及び生花	世帯主	10,000円
	世帯主の同居家族	5,000円
	現職本部役員	10,000円、生花
	過去三役	10,000円、生花
	金岡西部地区連合自治会の現役三役等	三役で協議
見舞金	1週間以上の入院を伴う傷病	10,000円
祝金	出生後1年以内に申し出た世帯	1人につき10,000円

(逝去報告)

第4条 町内番は、正会員が死亡したときは速やかに会計担当副自治会長にその氏名、住所等を連絡する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、協議委員会で協議の上、総会で決定する。

附 則

本規約は、平成7年4月1日より実施する。

本規約は、平成8年4月1日より実施する。

本規約は、平成11年4月1日より改訂実施する。

本規約は、平成20年4月1日より改訂実施する。

本規約は、平成21年3月29日 整理・改版し再発行する。

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

本規程は、令和8年4月1日から施行する。